



# こくほ組合報

2026年(令和8年)4月発行

第54号



# 目 次

巻頭言	理事長 佐々木 優	1
第134回（令和7年）通常組合会		4
第135回（令和8年）通常組合会		6
〈広報〉「組合会申し合わせ事項」について		8
全国歯科医師国民健康保険組合連合会 通常総会		10
一般社団法人全国国民健康保険組合協会 通常総会等		10
北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会		12
国保制度改善強化全国大会		12
令和7年度宮城県歯科医師国民健康保険組合支部長会		14
宮歯会報へ掲載した1年間の広報のまとめ		15
国保医療費の推移		19
令和8年度月別行事予定表		20
編集後記	副理事長 村上 正博	21

## 宮城の食材シリーズ 牛タン焼き



仙台名物として全国に知られる「牛タン焼き」は、戦後の食文化の中から生まれた比較的新しい郷土料理です。その発祥は1948年（昭和23年）、仙台市内で開業した牛タン専門店「味太助」の初代店主・佐野啓四郎氏によるものとされています。

当時、進駐軍の影響により牛肉の需要が高まる一方で、牛タン（舌）はほとんど利用されず、安価に手に入る部位でした。佐野氏はこの牛タンに着目し、試行錯誤を重ねながら、厚切りにして塩で味付けし、炭火で焼き上げる現在のスタイルを確立しました。さらに、麦飯やテールスープ、浅漬けを組み合わせた定食形式を考案し、栄養バランスと満足感を両立させたことも特徴です。

当初は珍しさから徐々に評判を呼び、やがて地元客を中心に人気が広がりました。その後、仙台駅周辺をはじめ市内各地に専門店が増え、観光客にも親しまれる存在へと発展。現在では「仙台に来たら牛タン」と言われるほど、地域を代表する食文化として定着しています。

牛タン焼きは、限られた食材を工夫し、新たな価値を生み出した先人の知恵の結晶であり、戦後復興期の力強さを今に伝える仙台の味として、多くの人々に愛され続けています。



## 宮城県歯科医師国民健康保険組合の将来 — 持続可能な全世代対応型社会保障制度の構築 —

宮城県歯科医師国民健康保険組合  
理事長 佐々木 優

昨年6月に宮城県歯科医師国民健康保険組合理事長に就任いたしました佐々木優です。就任後、国民健康保険組合の関係者の皆様がこれまでいかに努力されているか身をもって知るに至りました。一方、日本の歯科の治療費（診療報酬）が他の先進国と比べても極めて低いことが最近よく指摘されるようになりました。しかしながらこの問題は持続可能な社会保障制度の設計・構築・運営の観点から、より広い視野で議論される必要があると考えます。宮城県歯科医師国民健康保険組合の将来に関して私見を交えて記します。

### 国民健康保険組合の将来

国民健康保険組合の将来は、医師・歯科医師・薬剤師・建設など同職種で構成される特性を活かしつつ、「財政基盤の強化」と「デジタル化による効率化」を行うことが鍵となります。

#### 1. 財政運営の安定化と共同事業の拡大

少子高齢化による医療費増大や、2025年以降の「団塊の世代」の後期高齢者移行に伴う拠出金負担の増加が予測されており、単独の組合での運営が厳しくなる可能性があります。

- ・ **共同事業の推進**：事務負担の軽減や財政の安定化を目的とした、国保組合間での**高額医療費共同事業**や保険事務の共同実施が計画されています。
- ・ **拠出金負担への対応**：高齢者医療への拠出金急増に対し、国からの支援や制度の見直しによる負担適正化が求められています。

#### 2. デジタル変革（DX）と保健事業の高度化

加入者の健康維持を促進し、将来的な医療費を抑制するための施策が強化されます。

- ・ **オンライン資格確認の活用**：マイナンバーカードを利用した**オンライン資格確認等システム**の円滑な導入と、データに基づく健康指導（データヘルス）の推進が挙げられています。
- ・ **予防・健康づくりの徹底**：40歳以上を対象とした**特定健診・特定保健指導**の受診率向上や、ジェネリック医薬品の利用促進を通じた医療費適正化が不可欠です。

#### 3. 制度の枠組みと公平性の確保

働き方の多様化（フリーランスの増加など）に伴い、保険料負担の公平性をどう保つかが議論されています。

- ・ **被用者保険の適用拡大の影響**：短時間労働者への社会保険適用拡大により、国保組合から協会けんぽ等へ加入者がシフトする動きがあり、組合の存立条件として「負担面での優位性」を維

持できるかが問われています。

- ・ **保険料水準の適正化**：2025年以降、賦課限度額（上限額）の段階的な引き上げなど、高所得層の負担増を含めた構造的な調整が進められる見通しです。

## 歯科医師国保組合の問題点

歯科医師国民健康保険組合が直面している主な問題は、「財政基盤の脆弱性」と「加入者（現役世代）の減少」、そして「制度上の制約」の3点に集約されます。

他の国保組合と比較しても、歯科医師国保組合特有の厳しい現状がいくつか存在します。

### 1. 財政面：低い平均所得と重い拠出金負担

歯科界全体の経営環境の変化が、組合の財政に直接影響しています。

- ・ **平均所得の低迷**：過去の調査では、医師国保の平均所得（約827万円）に対し、歯科医師国保は約307万円と4割弱に留まっており、保険料収入の基盤が脆弱です。
- ・ **高齢者支援金の増大**：財政の約半分近くを「後期高齢者支援金」などの他制度への拠出が占めており、現役世代の保険料が自分たちの医療費ではなく、高齢者医療の支えに多く消えていく構造になっています。

### 2. 人口動態：歯科医師の減少と高齢化

担い手となる歯科医師数そのものが減少局面に入っており、支え手が減っています。

- ・ **歯科医師数の減少**：令和4年末時点で約10.5万人と前回調査より約2,000人減少しており、特に60代が最多層（23.1%）という高齢化が進んでいます。
- ・ **若手の加入抑制**：保険料が一律であるメリットがある一方、所得が低い若手勤務医にとっては協会けんぽ（社会保険）の方が負担が軽くなるケースもあり、加入者の構成が偏るリスクがあります。

### 3. 制度・運用上のデメリットと制約

加入者や雇用主（院長）にとって、使い勝手の面で以下のような課題があります。

- ・ **「扶養」の概念がない**：協会けんぽ等とは異なり、家族を加入させる場合は人数分の保険料が発生します。子育て世代にとっては大きな負担増となる要因です。
- ・ **自院での受診制限**：歯科医師やスタッフが自分の勤務先で受診した場合、保険請求ができず、窓口負担が10割（全額自己負担）になるという特殊なルールがあります。
- ・ **法人化と適用除外のハードル**：歯科医院を法人化したり従業員が5人以上になったりすると、原則は協会けんぽへの移行が義務付けられます。歯科医師国保を継続するには「適用除外承認」（令和9年度から届出制に移行）の手続きが必要で、事務負担や判断が複雑です。

### 4. 将来的な懸念：社会保険の適用拡大

政府による「社会保険の適用拡大」が進む中、短時間労働者（パート・アルバイト）も協会けんぽ等への加入が求められるようになっていきます。これにより、歯科医師国保の加入者がさらに減少し、1人あたりの運営コストが上昇する悪循環が懸念されています。

これらの課題に対し、各組合では**特定健診の受診率向上による医療費抑制**や、IT活用による事

務効率化などの生き残り策を模索しています。

## 持続可能な社会保障制度と国民健康保険組合

国民健康保険組合と「持続可能な社会保障制度」の構築は、「国民皆保険の維持」と「世代間・制度間の負担の公平化」という2つの側面で深く結びついています。

国保組合は、建設業や医師などの同職種で構成される「共助」の基盤ですが、社会保障制度全体の改革（全世代型社会保障への移行）に伴い、以下の3点が重要なポイントとなります。

### 1. 「全世代型社会保障」への移行と負担の分かち合い

政府が進める全世代型社会保障構築会議の議論では、現役世代に偏っている負担を、高齢者を含めた全世代で能力に応じて支え合う仕組みへの転換が急務とされています。

- ・ **拠出金負担の適正化**：国保組合を含む各保険者は、後期高齢者支援金などを通じて高齢者医療を支えています。制度の持続性を高めるため、収入に応じた負担（総報酬割の導入検討など）や、現役世代の急激な負担増を抑える調整メカニズムの強化が進められています。

### 2. 「健康寿命の延伸」による医療費抑制の担い手

社会保障制度の持続可能性には、給付（支出）そのものを抑える「医療の効率化」が不可欠です。

- ・ **保険者機能の強化**：国保組合は職種特有の健康課題（例：建設業の腰痛、医師の不規則な生活など）を把握しやすいため、データ分析に基づいた**重症化予防**や**特定健診**を推進する「データヘルス」の役割が期待されています。
- ・ **健康投資の推進**：組合員が自発的に予防に取り組むことで、将来の医療費を抑制し、保険料水準の安定化に寄与することが制度維持の鍵となります。

### 3. 多様な働き方への対応と制度の公平性

フリーランスの増加や**社会保険の適用拡大**（2026年10月の賃金要件撤廃など）により、既存の保険制度の枠組みが変化しています。

- ・ **セーフティネットの維持**：働き方が変わっても、誰もが必要な医療にアクセスできる体制を堅持することが最重要です。
- ・ **公費支援と自助努力のバランス**：国保組合には**療養給付費補助金**などの公費が投入されていますが、制度全体の持続性を保つ観点から、効率的な運営と適正な保険料設定がこれまで以上に求められています。

このように、国保組合が職域の特性を活かして「**加入者の健康を守り、財政を安定させること**」自体が、日本全体の社会保障制度を支える重要なピースとなっています。

宮城県歯科医師国民健康保険組合はこのような周囲の環境の変化に対応しつつ、組合員の皆様の利益を最大限にはかり、公平性と妥当性の観点から、運営していく所存です。改めて、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 【通常組合会の状況】

### 第134回(令和7年7月26日)

任期満了に伴う改選後第1回目の組合会につき、議長・副議長の選任議案を上程。

規定に基づき年長の川村皓雄議員が臨時議長として第1号議案を進行。

議長に佐藤修久議員、副議長に大久保禎宏議員を再任した。また、同じく4月にスタートした執行部は、宮齒役員交代に伴い6月21日付けをもって佐々木優理事長、山形光孝・長田純一監事の新体制となった。

年間10億円を超える医療費と、従来の32%から18%にまで削減された国庫補助金の中、健診補助金の支給や特定健診の無料化、傷病手当金の従業員への拡大、そして給付制限の見直しなどにより、医療費の適正化を図ってきた。

また、決算においては前年度からの繰越金が推計を上回ったことや医療費が想定したほどの伸びに至らなかったことにより収支残が予算計上額を大きく上回る結果となり、その全額を令和7年度の財源として繰り越す内容とした。

これらの事業報告と決算関連の各議案は、全て原案通り可決、承認された。

### (令和6年度会計歳出補正予算)

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保健事業費		89,720	2,813	92,533
	1 保健事業費	88,375	2,813	91,188
11 積立金		5	367	372
	1 積立金	5	367	372
12 諸支出金		36,820	61	36,881
	2 諸費	420	61	481
13 予備費		17,896	△ 3,241	14,655
	1 予備費	17,896	△ 3,241	14,655
補正されなかった款・項に係る額		1,752,124	0	1,752,124
歳 出 合 計		1,896,565	0	1,896,565

### (令和6年度事業報告)

ここ数年にわたり増加の一途を辿ってきた医療費が令和4年度から年間10億円を超える状態となったが、令和6年度になりわずかにその大台からは下がったものの、32%に固定されてきた国庫補助率が、所得調査の結果平成28年度から削減が続き、30年度からは24%、更に令和6年度からは18%へと極めて厳しい状況となっております。

このような中、同業者で組織する国保組合としての特性を活かした、自家診療の給付制限による適正な保険請求の推進をはじめ、健康診断等に対する補助金支給や特定健診の無料化、更には傷病手当金の支給対象者の拡大や無給付世帯等の表彰などにより、被保険者の積極的な健康づくりへの

思考を促す広報を行いながら医療費の適正化を図って参りました。

一方、組合の健全運営の根幹となる保険料の納付は組合員の基本的な法令遵守事項であり、その包括的な納付義務者である全ての雇用主がこのことを共通の認識とし、相扶共済の精神と歯科医業者としての品性をもって月々の完納が徹底されるよう、広報・通告を重ねてきました。

今後とも、組合員皆さまの声に耳を傾けながら事業と予算への反映を目指し、関係法令・組合規約等に基づく的確な保険料の賦課・徴収と医療費適正化による健全な財政運営を図るべく、皆さまと共に法令遵守の組織運営に努めて参りますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 令和6年度会計歳入歳出決算書

歳入決算額 2,170,677,325円  
 歳出決算額 1,740,523,585円  
 差引残高 430,153,740円

自：令和6年4月1日  
 至：令和7年3月31日

《歳入》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 国民健康保険料	1,281,430,000	0	1,281,430,000	1,317,239,400	102.8	35,809,400
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
3 国庫支出金	292,674,000	0	292,674,000	371,537,614	126.9	78,863,614
4 前期高齢者交付金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
5 出産育児交付金	1,472,000	0	1,472,000	1,472,238	100.0	238
6 共同事業交付金	35,312,000	0	35,312,000	24,248,000	68.7	△ 11,064,000
7 財産収入	10,000	0	10,000	384,716	3,847.2	374,716
8 繰入金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
9 繰越金	285,161,000	0	285,161,000	443,028,475	155.4	157,867,475
10 諸収入	503,000	0	503,000	12,766,882	2,538.1	12,263,882
歳入合計	1,896,565,000	0	1,896,565,000	2,170,677,325	114.5	274,112,325

《歳出》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 組合会費	1,000,000	0	1,000,000	801,476	80.1	198,524
2 総務費	75,439,000	0	75,439,000	70,470,684	93.4	4,968,316
3 保険給付費	904,102,000	0	904,102,000	800,269,706	88.5	103,832,294
4 後期高齢者支援金等	392,481,000	0	392,481,000	389,724,142	99.3	2,756,858
5 前期高齢者納付金等	163,626,000	0	163,626,000	162,988,491	99.6	637,509
6 老人保健拠出金	2,000	0	2,000	0	0.0	2,000
7 介護納付金	172,134,000	0	172,134,000	172,133,783	100.0	217
8 流行初期医療確保拠出金	2,000	0	2,000	0	0.0	2,000
9 共同事業拠出金	43,338,000	0	43,338,000	40,658,000	93.8	2,680,000
10 保健事業費	89,720,000	2,813,000	92,533,000	92,532,077	103.1	923
11 積立金	5,000	367,000	372,000	371,344	7,426.9	656
12 諸支出金	36,820,000	61,000	36,881,000	10,573,882	28.7	26,307,118
13 予備費	17,896,000	△ 3,241,000	14,655,000	0	0.0	14,655,000
歳出合計	1,896,565,000	0	1,896,565,000	1,740,523,585	91.8	156,041,415

### 正味財産の内訳

(単位：円)

摘要	金額
1. 特別積立金 (国民健康保険法施行令第19条の規定による積立)	182,615,762
2. 給付費等支払準備金 (国民健康保険法施行令第20条の規定による積立)	80,000,000
3. 退職給与積立金 (組合職員の退職時における退職金積立)	35,675,081
4. 施設修繕費等準備積立金 (施設の修繕に備えるための積立)	300,240,550
5. 保健事業対策費等積立金 (被保険者の健康増進を図る保健事業基金)	200,392,310
6. 預託金 (ハイタクチケット販売)	50,000
7. 土地 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	164,704,179
8. 建物 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	67,172,322
9. 什器備品 (トレーニング器具他)	21,700,852
10. 次期繰越収支差額	430,153,740
正味財産合計	1,482,704,796

- (注) (イ) 1については、当期の積立額及び取崩額はない。  
 (ロ) 2については、当期の積立額及び取崩額はない。  
 (ハ) 3については、当期の積立額4,500,540円、取崩額357,840円である。  
 (ニ) 4については、当期の積立額223,820円である。  
 (ホ) 5については、当期の積立額146,984円である。

## 監 査 報 告 書

宮城県歯科医師国民健康保険組合

理事長 細 谷 仁 憲 様

宮城県歯科医師国民健康保険組合同規約第44条に基づき、令和6年度事業の執行状況及び会計歳入歳出決算並びに財産目録等について、各種事業関係文書、会計諸帳簿及び証憑書類等を閲覧、照合し、また必要に応じて質疑するなど、詳細かつ厳密に監査した結果、いずれも適正に処理されていることを確認いたしましたので報告します。

令和7年6月20日

監 事 川 村 皓 雄 ㊞

監 事 関 直 和 ㊞

### 令和6年度会計決算剰余金処分

歳 入 合 計 額	2,170,677,325 円	左記剰余金を下記のとおり処分する。	
歳 出 合 計 額	1,740,523,585 円	特 別 積 立 金	0 円
差 引 剰 余 金	430,153,740 円	給 付 費 等 支 払 準 備 金	0 円
		施 設 修 繕 費 等 準 備 積 立 金	0 円
		保 健 事 業 対 策 費 等 積 立 金	0 円
		職 員 退 職 給 与 積 立 金	0 円
		翌 年 度 繰 越 金	430,153,740 円

## 第135回(令和8年2月28日)

佐々木執行部における第1回目の通常組合会を2月末日に開催。議員30名中、書面参加の3名を含め28名の出席となった。

開会挨拶で佐々木理事長は、「関連機関での会議や国保の機関新聞などで情報収集しているが、今度の診療報酬改定での病院と診療所の違い、医科と歯科による国庫補助率や所得の差、国保保険料の安定と診療報酬改定、更には給付制限や拠出金の代理徴収など多岐にわたる問題が山積しているが、国保組合の適正な運営に向けて丁寧に説明して参りたい」とし、出席議員の理解を求めた。

審議には、国の子育て支援策に係る拠出金のため、保険料に上乘せする代理徴収が求められたことによる関連規約の一部改定、そして令和8年度の事業計画と予算案を上程、満場一致で可決、承認された。

また、協議を求めた各種助成制度のあり方や予め提出された要望事項について意見交換をし、次年度に向けて検討することとした。

### (令和8年度事業計画)

#### 基本方針

平成24年度に改定を予定していた国保保険料は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生により延期となり、更には後期高齢者医療制度による拠出金の増や定率国庫補助金の削減などから、平成26・27年度は3億円を超える積立金を取り崩しての予算編成となりました。

その後の対応を検討すべく、平成27年度に「保険料あり方検討委員会」を設置して慎重な協議を重ねた結果、当国保組合の10年先を見据えた大胆な改定案が答申されました。

平成28年2月の第115回通常組合会ではその改定議案が承認され、以来、まさに10年間、その保険料のまま現在に至っておりますが、令和8年度についても予算編成の基本方針として、この保険料を令和7年度と同額に据え置くことといたします。

ただし、国が子育て支援政策の財源として、18歳以上の全ての公的医療保険の被保険者に拠出金

を求めており、実質的にはこれに相当する金額を該当者の保険料に上乘せ徴収させていただき、国に納入することになりますのでご理解をお願い申し上げます。

人口の減少に並行し、後期高齢者医療への移行や社会保険の適用拡大に伴う被保険者の減少が重なり、その数がこの3年間だけでも180人を超えている状況にも拘わらず医療費削減に反映されることはなく、医学・医術の進歩や超高額薬剤の開発等による1人当たりの医療費の増加、更には国における高齢者医療・介護や子育て支援政策などへの支援金・拠出金という形での負担増により、歳出予算は増嵩の一途を辿っております。

このような情勢を踏まえ、組合員皆様の建設的なご意見と国保関係法令・規約及び申し合わせ事項等を基本に、厳正な保険料の賦課・徴収と健全な財政運営を図り、法令遵守の事業運営に努めて参りますので一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## (令和8年度会計歳入歳出予算)

## 歳 入

款	8年度 予 算 額	7年度 予 算 額	比 較	備 考
	千円	千円	千円	
1 国民健康保険料	1,294,798	1,276,567	18,231	
2 使用料及び手数料	1	1	0	
3 国庫支出金	358,454	304,818	53,636	
4 前期高齢者交付金	1	1	0	
5 出産育児交付金	2,280	963	1,317	
6 共同事業交付金	20,845	28,026	△ 7,181	
7 財産収入	300	10	290	
8 繰入金	1	1	0	
9 繰越金	265,833	371,400	△ 105,567	
10 諸収入	551	502	49	
歳入合計	1,943,064	1,982,289	△ 39,225	

## 歳 出

款	8年度 予 算 額	7年度 予 算 額	比 較	本年度予算の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	全協交付金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 組合会費	1,200	1,200	0			1,200
2 総務費	85,867	75,699	10,168	5,039		80,828
3 保険給付費	904,162	904,406	△ 244	176,858	20,845	706,459
4 後期高齢者支援金等	411,110	396,057	15,053	94,259		316,851
5 前期高齢者納付金等	143,149	151,665	△ 8,516	37,122		106,027
6 老人保健拠出金	2	2	0	1		1
7 介護納付金	180,058	172,315	7,743	23,555		156,503
8 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0			2
9 子ども・子育て支援納付金	35,909	-		4,728		31,181
10 共同事業拠出金	49,845	46,996	2,849	16,755		33,090
11 保健事業費	92,257	88,923	3,334	137		92,120
12 積立金	5	5	0			5
13 諸支出金	15,050	27,000	△ 11,950			15,050
14 予備費	24,448	118,019	△ 93,571			24,448
歳出合計	1,943,064	1,982,289	△ 39,225	358,454	20,845	1,563,765

## 「組合会申し合わせ事項」について

歯科給付の制限等を定めている中で、令和8年2月に開催の第135回通常組合会において協議の結果、【保険料の負担について】の項目中、一部改定を行いました。

内容は、国の子育て支援策に関しての規約改定に伴う新たな拠出金（国保組合が代理徴収し、国に納付するもの。令和8年度は一人月額600円）は、介護保険料と同様に事業主と折半することを盛り込んだものです。（アンダーライン部分）

## 組合会申し合わせ事項

制定 平成17年2月8日  
改定（最終）令和8年2月28日

### 【歯科給付の制限について】

**1 欠損補綴及びこれに関わる診療は、全ての被保険者に対して保険給付外とする。**

**2 原則として次の場合は保険給付外とする。**

- (1) 第1種組合員又は第4種組合員（以下「第1種組合員等」という。）の家族に係る診療。
- (2) 第1種組合員が同一医療機関内に複数所属している場合で相互に行う診療、又、所属する第3種・第4種組合員が第1種組合員に対して行う診療。
- (3) 第2種・第3種組合員が、自ら勤務する医療機関及びその分院・系列機関等で受ける診療。

**3 特例として保険給付を認める場合。（欠損補綴を除く）**

- 下記に該当し、歯科給付申請書を提出して理事会で承認されたとき。
- (1) 一般診療を行わず「矯正」のみ取り扱っている第1種組合員等の家族に対する、他の医療機関での診療。
  - (2) 閉院その他の事情で診療を行っていない第1種組合員等の家族に対する、他の医療機関での診療。
  - (3) 一般の歯科医療機関での治療が極めて困難で、特殊な治療等を要する場合の第1種組合

員等の家族に対する、二次・三次医療機関での診療。

(4) 重篤な全身疾患における周術期等口腔機能管理

○マル学マル遠の届けをした被保険者。

### 【保険請求の確認について】

- 1 歯科レセプト点検において請求内容に疑義が生じた場合は、当該請求医療機関に問い合わせを行うこととする。なお、状況によっては当該診療者に対し、理事会の席での説明を求めることができるものとする。
- 2 1によりなお必要があるときは、受診者本人に問い合わせを行うことができるものとする。

### 【保険料の負担について】

- 1 第2種・第3種組合員及びその家族にかかる保険料（含・介護保険料及び子ども・子育て支援保険料）は、雇用主である第1種組合員等が、その2分の1を負担するものとする。

### 附則（最終）

この申し合わせ事項は、令和8年4月1日から適用する。

## 令和8年度・国保の保険料は 前年度と同額 です。

令和7年度の保険料を据え置きとした上で健全運営を目指しますので、皆さまには納期内納入を厳守くださるようお願いいたします。

ただし、令和8年4月から **子ども・子育て支援制度** が始まります。

国の少子化対策の一環としてのこの制度は、

**国に代わって拠出金を徴収し、支援納付金として国に納める** もの

なお、徴収対象者は満18歳以上（高校生年代を除く）の国保被保険者となります。

### 〈国保 月額保険料 -雇用主と折半-〉

(単位：円)

国保保険料	第1種 組合員	第2種 組合員	第3種 組合員	家 族
	34,100円	16,800円	26,900円	9,600円
介護保険加算保険料	(40歳から64歳まで)			4,400円
子ども・子育て支援加算保険料	(18歳から74歳まで)			600円
第4種組合員保険料	(75歳以上)			3,600円

### 令和8年度 会費・国保保険料等の口座引き去り日

令和8年4月分	令和8年4月22日(水)
5月分	5月22日(金)
6月分	6月23日(火)
7月分	7月23日(木)
8月分	8月24日(月)
9月分	9月25日(金)
10月分	10月22日(木)
11月分	11月24日(火)
12月分	12月23日(水)
令和9年1月分	令和9年1月22日(金)
2月分	2月24日(火)
3月分	3月24日(水)

(宮城県歯科医師会作成・表)

# 全国歯科医師国民健康保険組合連合会

## 令和7年度 第1回 通常総会

期 日：令和7年7月8日(火)

場 所：アルカディア市ヶ谷

(議 事)

- 第1号議案 令和6年度事業について  
第2号議案 平成6年度歳入歳出決算について

## 令和7年度 第2回 通常総会

期 日：令和8年3月18日(水)

場 所：アルカディア市ヶ谷

出席者：副理事長 村上正博

(議 事)

- 第1号議案 規約の一部改正について  
第2号議案 令和8年度事業計画について  
第3号議案 令和8年度会費賦課並びに徴収について  
第4号議案 令和8年度歳入歳出予算について

# 一般社団法人 全国国民健康保険組合協会

## 第85回 通常総会

期 日：令和7年6月12日(木)

場 所：浦安ブライトンホテル

(議 事)

- 第1号議案 令和6年度事業報告について  
第2号議案～第4号議案 令和6年度各種会計収支決算について  
第5号議案 任期満了に伴う役員選任について  
第6号議案 第87回通常総会の開催地について

## 第86回 通常総会

期 日：令和8年3月24日(火)

場 所：アルカディア市ヶ谷

(議 事)

- 第1号議案 令和8年度事業計画について  
第2号議案 令和8年度会費について  
第3号議案～第5号議案 令和8年度各種会計収支予算について

# 令和7年度国保組合被保険者全国大会

期 日：令和7年11月11日(火)

場 所：有楽町朝日ホール

全国158の国保組合の代表が有楽町朝日ホールに結集し、国庫補助制度の維持改善や国保組合の新設と地区拡張の取扱い緩和など、7項目の決議を満場一致で採択。

終了後には各組合代表者による陳情団を編成し、政府・国会関係者や各地元選出国會議員等に対してこれら決議内容の早期実現に向けた強力な陳情運動を展開した。

## 決 議

本日ここに、国民健康保険組合被保険者全国大会を開催し、慎重審議した結果、次の事項について満場一致これを採択した。

よって、政府、国会並びに関係機関は積極的措置を速やかに講ぜられるよう、本大会の総意をもって強く要請する。

## 記

- 1 国保組合に対する現行国庫補助制度を維持改善すること
- 1 国保組合の新設を認め、その地区は都道府県単位とし拡張の取扱いを緩和すること  
また、統合・合併により運営基盤の拡大を図る国保組合に対する財政面を含む支援を拡充すること
- 1 同種同業に従事する者がその業種を対象に設立された国保組合に加入できるよう健康保険適用除外承認の取扱いを緩和するとともに、組合特定被保険者に係る補助率（13%）を協会けんぽ並み（16.4%）に引上げること
- 1 子ども・子育て支援金制度について、国保組合の予算編成に支障ないよう支援納付金の確定値を早急に示すとともに、国保組合に対する十分な支援を行うこと
- 1 医師偏在対策として新設される医師手当事業の財源は、国保組合の財政負担が増えないよう診療報酬改定において確実に確保すること
- 1 出産育児一時金、高額医療費共同事業、特定健康診査等国庫補助金について所要額を確保し、保険者インセンティブに対する国庫補助を充実すること
- 1 医療保険制度の改正や医療DXの推進にあたっては、事務処理方法の決定に保険者の意見を反映させるとともに、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること

以上 決議する。

令和7年11月11日

国民健康保険組合被保険者全国大会

## 第45回 東北支部総会・研修会

期 日：令和7年5月10日(土)  
場 所：ホテルメトロポリタン仙台  
出席者：理事長 細谷仁憲 他役職員

(議 事)

- 第1号議案 令和6年度事業状況報告について
- 第2号議案 令和6年度会計収支決算について
- 第3号議案 令和7年度事業計画について
- 第4号議案 令和7年度会計収支予算について

## 北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会

令和7年度北海道・東北地区歯科医師国民健康保険組合協議会  
期 日：令和7年9月20日(土)  
場 所：秋田キャッスルホテル  
出席者：理事長 佐々木 優 他役職員3名

- 議案第1号 令和6年度事業状況報告について
- 議案第2号 令和6年度会計歳入歳出決算について

## 国保制度改善強化全国大会

期 日：令和7年11月14日(金)  
場 所：東京都 砂防会館  
出席者：都道府県代表者

### ■主 催

国民健康保険中央会  
都道府県国民健康保険団体連合会  
全国知事会  
全国都道府県議会議長会  
全国市長会  
全国市議会議長会  
全国町村会  
全国町村議会議長会  
全国国民健康保険組合協会

### ■大会会長

大西 秀人〔国民健康保険中央会会長(香川県高松市長)〕

### ■大会副会長

鈴木 雅博〔国民健康保険中央会副会長(愛知県大口町長)〕

### ■大会役員

阿部 守一〔全国知事会会長(長野県知事)〕  
藏内 勇夫〔全国都道府県議会議長会会長(福岡県議会議長)〕  
松井 一實〔全国市長会会長(広島県広島市長)〕  
丸子 善弘〔全国市議会議長会会長(山形県山形市議会議長)〕  
柵野 孝夫〔全国町村会会長(北海道白糠町長)〕  
中本 正廣〔全国町村議会議長会会長(広島県安芸太田町議会議長)〕  
渡邊 芳樹〔全国国民健康保険組合協会会長〕

### ■大会運営委員長

阿部 正人〔栃木県国民健康保険団体連合会事務局長〕

### ■大会運営副委員長

岡 謙二〔広島県国民健康保険団体連合会事務局長〕

### ■登壇者

衆・参両院議員(本人)、各主催者団体代表者及び大会運営正・副委員長

全協や国保中央会、全国市長会など国保運営に携わる関係9団体主催の令和6年度標記大会。医療保険制度の一本化の早期実現や国保の財政基盤強化のための公費投入の確実な実施、そして国保組合の健全な運営の確保など12項目の決議を満場一致で採択した。大会終了後、全国から参集した市長村長等を先頭に決議の実現に向け、政府や国会関係者に対し集中陳情を繰り広げた。

## 宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し一人当たり医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、平成三十年度より新たな国保制度が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、公費の拡充による財政基盤の強化が図られたところであり、我々国保関係者は、国保制度を持続可能なものとするため、安定的な運営に最善を尽くしている。

しかしながら、国保が抱える構造的な問題に加え、少子高齢化の進展、被用者保険の適用拡大等に伴う被保険者数の減少や昨今の物価上昇の影響などにより、今後も安定的な運営が困難な状況が続くと想定される。

このため、国は、国保制度改革が実効あるものとなるよう毎年三千四百億円の公費投入を確実に実施することなど財政支援の充実や、普通調整交付金の所得調整機能の堅持、医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置の全廃、全国一律のこども医療費助成制度の創設、物価高や賃上げ等の影響を踏まえた公立病院等への支援、国保総合システムの開発等に対する必要な財政措置、地方の意見を十分に踏まえた医療・介護DXの推進などについて、国保制度の更なる改善強化に向け、責任を持って取り組んでいくべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会において決議を行い、一致団結してその実現に向け断固邁進することを誓うものである。

令和7年11月14日

国保制度改善強化全国大会

## 決 議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

- 一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- 一、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。
- 一、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。
- 一、高額療養費制度については、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等を勘案して見直しを行うとともに、その実施に当たっては、現場で混乱が生じないように、国の責任において丁寧かつ十分な対応を講じること。
- 一、医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のための総合的な対策を講じるに当たっては、医療保険者等の運営に支障が生じないように十分配慮するとともに、物価高や賃上げ等の社会経済情勢も踏まえ、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。
- 一、医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置をすべて廃止するとともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係る均等割保険料（税）の軽減制度の拡充を行うこと。
- 一、子ども・子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分得られるよう分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないように必要な財政措置を確実に講じること。

- 一、国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。
- 一、国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、財政支援を含め必要な措置を講じること。
- 一、医療・介護DXの推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、健康保持・増進並びに医療費及び介護給付の適正化に向け、KDB システムや、介護情報基盤の構築等に係る必要な財政措置を講じること。
- 一、マイナ保険証については、国の責任において、その利用促進を図るとともに、被保険者や医療機関等に混乱が生じることのないよう周知・広報を行うこと。
- 一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

令和7年11月14日

国保制度改善強化全国大会

## 令和7年度 宮城県歯科医師国民健康保険組合支部長会

期 日：令和7年10月14日（火）（ハイブリット方式）

県内9地区の支部長で組織する宮城県歯科医師国保組合支部長会は、毎年のこの会合で国保組合の事業と予算執行の状況等をお伝えすると共に各地域の声を伺い、次の活動の方向付けに反映をめざしている。

昨年までの塩釜支部長という立場から国保組合代表として挨拶した佐々木優理事長は、「組合員の所得が、薬剤師国保や歯科医師国保に比し医師国保は3倍近くと所得差が大変大きいこともあり、国庫補助金の在り方も見直しが予定されていることや、診療側とすれば診療報酬の引き上げを求めるものの、支払う保険者の立場ではまた別。一般の組合員に情報をアナウンスするためにも、支部長の皆さんとの話し合いは大変重要」との認識を述べた。

事業と予算の執行状況報告に続き、子ども・子育て支援金制度についての概要を説明した後、“従業員の雇用対策”“組合会議員の出席状況”について意見交換を行った。

### ○報告事項

- ・令和6年度会計決算
- ・令和7年度事業執行状況
- ・令和7年度会計収支状況
- ・子ども・子育て支援金制度

### 支 部 長 名 簿

支部区分	支部長名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
仙 台	小菅 玲	〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目5-1 宮城県歯科医師会館4階	022-225-4748	022-225-4794
塩 釜	川村 裕香	〒985-0021 塩釜市尾島町9-19	022-361-1870	022-366-9761
岩 沼	遠藤 裕三	〒989-2441 岩沼市館下一丁目1-19	0223-29-4835	0223-29-4836
仙 南	千木良尚志	〒989-0292 白石市大手町1-1 白石市健康センター内	0224-22-2654	0224-26-8330
石 巻	高砂 知章	〒986-0815 石巻市中里三丁目10-12 石巻口腔健康センター内	0225-94-9361	0225-94-9362
大 崎	戸田 慎治	〒989-6155 大崎市古川南町一丁目6-2 大崎口腔保健センター内	0229-91-0305	0229-91-0306
登 米	布施 孝尚	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼202 布施歯科医院内	0220-22-2048	0220-22-2048
栗 原	川井 一行	〒989-4516 栗原市瀬峰長者原40-3 川井歯科医院内	0228-38-4110	0228-38-4501
気仙沼	佐藤 晶	〒988-0043 気仙沼市南郷1-3 米倉歯科クリニック内	0226-22-9955	0226-22-9955

# 宮歯会報への掲載した1年間の広報のまとめ

■ 2025. 5

## 令和7年度 国保の保険料は前年度と同額です。

令和7年度の保険料を据え置きとした上で健全運営を目指しますので、皆さまには納期内納入を厳守くださるようお願いします。

法令等により、5月分の国保保険料は5月末日が納期限となっております。

6月1日には【滞納者】として理事会に組合員名が提出され、対応を検討しておりますので、納付義務者としての法令遵守が求められます。

なお、原則として指定口座からの引落しは宮歯会費等との一括引去りとなっておりますので、宮城県歯科医師会から通知されている下記の令和7年度引去り日のご案内に基づき、予め残高確認により適正な対応をお願いいたします。

### 令和7年度 会費・国保保険料等の引去り日

令和7年5月分	令和7年5月22日(木)
6月分	6月23日(月)
7月分	7月23日(水)
8月分	8月22日(金)
9月分	9月24日(水)
10月分	10月22日(水)
11月分	11月25日(火)
12月分	12月23日(火)
令和8年1月分	令和8年1月22日(木)
2月分	2月24日(火)
3月分	3月24日(火)

(宮城県歯科医師会作成・表)

～風薫る5月 爽やか完納で 相扶共済～

### 【国保組合事務局】

平日 9:00～17:15 土曜 9:00～12:15

電話：022-223-9577 FAX：022-223-9586

kokuho@miyashi.or.jp

■ 2025. 6

## 【第4種組合員】は何のため。

宮歯国保組合の — 任意加入 — 制度

従業員や75歳未満の家族がいる雇用主のメリット \_\_\_\_ !

当国保組合に加入されている皆さんは、満75歳の誕生日からは「宮城県後期高齢者医療広域連合」に移行することになっております。

これは、後期高齢者医療という国の制度で、全ての国民が原則として適用になる医療保険制度です。

第1種組合員等の雇用主の方がこの対象になると、そこで働いている「従業員」の方や75歳未満の全ての「家族」の方が、当国保組合に加入していることができず、市町村国保などに移らなければなりません。

そこで、これら従業員やご家族の方を当国保組合に加入継続をご希望される場合の手段として、「第4種組合員」という資格を設けました。

医療の給付は後期高齢者医療からですが、「傷病見舞金と死亡見舞金」という保健事業の給付対象になります。

これに対応する保険料は、月額3,600円で、給付内容は次のとおりです。

- ・傷病見舞金：連続10日以上入院で、1日につき5,000円を180日限度。
- ・死亡見舞金：100,000円  
(後期高齢者医療から50,000円)

### 【加入資格の確認】を行います。

令和7年度の事業計画でもお知らせしておりますが、厚生労働省通知に基づき、組合員全員について加入資格の確認調査を実施いたします。

この調査に基づき、被保険者資格の継続か喪失かが判定されますので、よろしくご協力をお願いいたします。

6月上旬に文書通知いたしますが、次の書類が必要となりますので予めご案内申し上げます。

#### ○雇用主が用意するもの

- ①ご自分と加入家族全員の載った住民票  
(続柄を記載した3か月以内に発行されたもの)
- ②従業員全員の直近1ヵ月分の賃金台帳(又は給与明細書)の写し
- ③従業員が厚生年金加入の場合は、該当者全員の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および

標準報酬決定通知書」の写し

### ○従業員が用意するもの

- ①従業員自身と加入家族全員の載った住民票  
(続柄を記載した3か月以内に発行されたもの)  
～梅雨にも負けず 納期内完納で 爽やか健児～

## ■ 2025. 7

### 「資格喪失届」には、保険証など 同封して提出を\_\_\_\_\_。

従業員の退職など、組合員の資格を喪失される場合には、お持ちの「資格確認書」や「資格情報通知書」または「国民健康保険被保険者証」を必ず回収の上、資格喪失届と一緒に送付くださるようお願いいたします。

また、最近では加入手続き中にもかかわらず退職となる事案が散見されますので、万が一、同様の事例が生じたときは速やかに国保組合にお問い合わせください。

### 常備薬品等を配付します。

保健事業の一環として、常備薬品や薬の本などをお配りしてきましたが、今回は最近多発する自然災害等に対応した内容にしてみました。

7月中旬には「(株)アーテム」から直送する予定で手配を進めております。

なお、出版社や製薬会社などの合同作業のため、配付までに時間を要することから、対象組合員数を一定の時点で捉えさせていただいておりますので、ご了承ください。

※令和7年度の配付対象者

令和7年7月1日現在で加入登録済みの

第1種組合員 (75歳未満の雇用主等)

第2種組合員 (従業員)

第3種組合員 (歯科医師である従業員)

この合計人数分を各診療所に直送しますので、該当の方に配付願います。

## ■ 2025. 8

### 「傷病手当金の支給」「産前産後保険料の免除」の申請をお忘れなく\_\_\_\_\_。

◎従業員の方が入院！

- ・ケガや病気で連続8日以上入院したとき
- ・1日につき2,000円が支給されます
- ・通算90日が限度です
- ・令和7年4月からの制度です
- ・申請書用紙をFAX (郵送) いたします

◎赤ちゃんが誕生！

- ・保険料4ヶ月分が戻ります
  - ・出産後の2ヶ月分までいったん納付し、その後の申請で事業主を通じてお返しします
  - ・母子手帳の写しが必要です
    - ・1頁 (出産届出済証明)
    - ・14頁 (出産の状態)
- 〈妊娠85日 (4ヶ月) 以上で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象〉

## ■ 2025. 9

### 【必須項目】が全部そろっていれば、 補助の対象となります。

契約医療機関以外のかかりつけ医などで受ける健康診断では、健診結果表に次の14項目が全て含まれていることが、補助の要件です。

#### 【必須14項目】

- ・身体計測 (身長・体重・腹囲・BMI)
- ・血圧
- ・血中脂質検査 (中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)
- ・肝機能検査 (GOT・GPT・γ-GTP)
- ・血糖検査 (空腹時血糖又はヘモグロビンA1c)
- ・尿検査 (尿糖・尿蛋白)

#### 【1人年1回の補助金限度額】

第1種組合員	62,000円まで
第1種・第4種組合員の配偶者 (「家族」としての加入者) 満40歳以上の第2種・3種組合員	25,000円まで
満40歳未満の第2種・3種組合員、 18歳以上の全ての家族	12,000円まで

振込口座が間違っていると、補助金の送金できません。

銀行名・支店名・種別・口座番号・名義人を、もう一度ご確認ください。

詳細は、今年3月にお届けした健診に関する通知

又はホームページの「お知らせ」をご覧ください。  
～待てば 秋風の 日和あり～  
やっ和健康づくりの季節が…

## ■ 2025. 10

### 「資格喪失届」を忘れずに…

従業員が退職する場合はもちろん、その家族が就職などで国保組合から抜けるときは、雇用主の責任で「資格喪失届」を速やかに提出してください。

本人の「資格確認書」等を返還させて同封の上、歯科医師国保組合に届出をすることにより、保険料の徴収が止まります。

新しい保険のほうに加入届を出したからといって、歯科医師国保組合から自動的に喪失になることはありません。

二重に加入した状態になり、両方の保険者から保険料が徴収され続けることとなります。

歯科医師国保組合への「喪失届」は必ず、速やかに提出しましょう。

院長先生のご家族についても同じです。

## ■ 2025. 11

### 子ども・子育て支援法等の改正に伴う新たな保険料の負担について

国が少子化対策の一環として進める子育て支援金制度の創設に伴い、全ての医療保険加入者（18歳以上）を対象とした新たな保険料が令和8年度から徴収されます。

具体的な金額は、令和8年度の国の予算編成において示される予定ですが、令和8年4月分からの保険料を改定することになりますので、予めご案内申し上げます。

〈以下、子ども家庭庁H・Pから〉

令和5年12月22日閣議決定された「子ども未来戦略」に係る子ども・子育て支援金制度創設を含む法律が令和6年6月12日成立し、社会全体で子ども・子育て世代を応援していくため、全世代・全経済主体から現在の保険料とあわせて徴収することになります。（令和8年4月1日施行）

この全ての医療保険者の保険料に上乗せされた新

たな保険料（支援金）については、社会保険診療報酬支払基金が徴収し、次の事業に充てられます。

〔具体的な施策〕

- ・ 児童手当の所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額（令和6年10月から）
- ・ 妊娠・出産時に10万円の経済支援（令和7年4月から制度化）
- ・ 月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設（令和8年4月から給付化）
- ・ この出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間、手取り10割相当となるよう給付の創設（令和7年4月から）
- ・ 2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給（令和7年4月から）
- ・ 自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除（令和8年10月から）

## ■ 2025. 12

### 令和8年度の保険料は今と同額に据え置く予定ですが、18歳から74歳までの被保険者の方には、国の新たな制度による徴収が発生します。

（子ども家庭庁からの案内をご覧ください。）

公的医療保険制度 加入者の皆様へ

子ども・子育て世帯を応援！

子ども・子育て支援金制度が開始します

子ども家庭庁

「子ども・子育て支援金制度」って何？

・ 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

・ 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い道を増やすことはできません。

国の試算によると、例えば1人月額令和8年度500円、9年度700円、10年度以降900円というように、3年で所要額に届くように推計されている。

## ■ 2026. 1

### 2026年(令和8年)確定申告の参考に\_\_\_\_ 申告の期間は 2月16日(月)～3月16日(月)

#### ○「医療費のお知らせ」

令和7年7月から12月までの6ヵ月間に受診された医療費をお知らせいたします。

医療費控除の手続きで、明細として使用することができます。

国保連合会から電算業者に委託・作製することから、当国保組合へ納品(2月末予定)され次第、発送します。

なお、再発行はできませんので大切に保管願います。(令和7年1月から6月分については8月に送付済み)

#### ○「令和7年に納めた国民健康保険料について」

令和7年1月1日から同12月31日までに当国保組合に納めていただいた国保等の保険料をお知らせいたします。

確定申告の参考として1月9日(金)に郵送しておりますので、参考に願います。

令和7年度もあとわずか…

最後の月まで完納で締めましょう！

## ■ 2026. 2

### 補助金申請など忘れずに！

#### 3月から4月にかけての年度が変わり

・インフルエンザ・健診等の令和7年度補助金申請は、3月31日で締切り。

・令和8年度の健診のご案内は、3月中旬にお届けします。

同封の「特定健診受診券」を紛失しないように\_\_\_\_  
補助金申請書の「振込口座」は、手書きではなく預金通帳などの写しを貼るようになります。

・スタッフが退職する時は「資格情報通知書」などを必ず回収して\_\_\_\_

退職日の翌日から使用不可。不正使用となります。

・修学のため他県等に住所を移すときは「マル学」の届出が必要。(事務局にお問い合わせを)

・歯科医師国保に加入する時は、マイナンバー・続柄が記載された住民票が必要。(届け出住所との

#### 一致を確認)

適用除外申請を伴うときは、加入届の書類一式と一緒に提出します。

令和7年度 最後の月も完納で！

## ■ 2026. 3

### 令和8年4月から 子ども・子育て支援制度が始まります。

国の少子化対策の一環としての子ども・子育て支援制度は、全ての医療保険者の加入者から、現行保険料に上乗せして「子ども・子育て支援金」を徴収し、支援納付金として国へ納めることとなります。

つまり、当国保組合はあくまでも国に代わって徴収し、支援納付金として国に納めることとなります。

なお、徴収対象者は満18歳以上(高校生年代を除く)の国保被保険者となります。

#### 〈国保 月額保険料－雇用主と折半〉

(単位：円)

国保保険料	第1種 組合員	第2種 組合員	第3種 組合員	家 族
	34,100円	16,800円	26,900円	9,600円
介護保険加算保険料	(40歳から64歳まで)			4,400円
子ども・子育て支援加算保険料	(18歳から74歳まで)			600円
第4種組合員保険料	(75歳以上)			3,600円

#### ○お知らせ

年度の初めから納期内納入でスタート！

令和8年4月分の国保保険料は、4月22日(水)が引去り日です。

納期までには**必ず**納めましょう

医療を必要とする仲間の命を支えるために…

## 国保医療費の推移

月別医療費費用額の状況

(単位：円)

診療年(月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和3年度	78,087,000	78,307,000	79,818,000	74,002,000	82,286,000	79,188,000
令和4年度	97,421,000	83,499,000	85,135,000	73,646,000	85,370,000	81,205,000
令和5年度	92,708,000	86,025,000	98,070,000	88,469,000	94,838,000	87,325,000
令和6年度	71,538,000	87,250,000	76,191,000	76,173,000	86,402,000	80,812,000
令和7年度	87,603,000	82,940,000	90,405,000	92,089,000	92,682,000	86,328,000

診療年(月)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和3年度	84,388,000	65,697,000	84,372,000	78,440,000	68,881,000	90,285,000	943,751,000
令和4年度	90,819,000	90,920,000	93,534,000	76,902,000	86,383,000	91,794,000	1,036,628,000
令和5年度	84,320,000	85,194,000	85,122,000	81,537,000	83,815,000	80,833,000	1,048,256,000
令和6年度	83,870,000	78,865,000	91,718,000	80,076,000	80,650,000	97,920,000	991,465,000
令和7年度	95,289,000	92,802,000	93,994,000	90,809,000	-	-	904,941,000

○医療費費用額は、自己負担と保険給付費を合わせた総額(10割相当額)で、医科、歯科、調剤、食事療養費、訪問看護療養費、療養費を含んだ各月の実績数値(千円未満四捨五入)。

保険給付費と保険料の推移

(単位：円)

診療年(月)	被保険者数(人)	保険給付費(A)	各種拠出金(B)	合計(A+B)	1人当たり額①+②	保険料収納額	1人当たり収納額
令和3年度	5,752	769,912,000	725,093,000	1,495,005,000	259,910	1,356,641,000	235,856
令和4年度	5,657	840,323,000	725,039,000	1,565,362,000	276,712	1,343,626,000	237,516
令和5年度	5,526	866,405,000	713,549,000	1,579,954,000	285,913	1,327,143,000	240,163
令和6年度	5,537	800,270,000	764,296,000	1,564,566,000	282,566	1,317,239,000	237,898
令和7年度		873,456,000	826,344,000	1,699,800,000	305,730	1,316,100,000	236,717
4月	5,513	6,546,000	60,033,000	66,579,000	-	64,078,000	-
5月	5,573	14,099,000	59,977,000	74,076,000	-	108,471,000	-
6月	5,575	71,530,000	59,977,000	131,507,000	23,589	109,373,000	19,618
7月	5,563	66,007,000	79,925,000	145,932,000	26,233	111,083,000	19,968
8月	5,550	74,983,000	59,977,000	134,960,000	24,317	110,079,000	19,834
9月	5,572	73,977,000	59,977,000	133,954,000	24,041	108,339,000	19,443
10月	5,539	77,443,000	84,456,000	161,899,000	29,229	109,502,000	19,769
平均値	5,560	72,788,000	68,862,000	141,650,400	25,482	109,675,000	19,727

- 1 保険給付費は、保険者が負担した療養諸費、高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金、葬祭費等を含んだ各年度末(令和7年度は10月末)現在の実績数値(千円未満四捨五入)。
- 2 被保険者数は、各年度末(令和7年度は10月末)現在の届け出数であること。
- 3 令和7年度の [ ] 内は、平均値を年額に換算したもの。
- 4 各費用額の平均値は、保険給付関係費が6月分から平準化になるため、当該月を起点としたこと。
- 5 各種拠出金は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金を含んだ各年度末(令和7年度は10月末)現在の実績数値(千円未満四捨五入)。

## 令和 8 年度月別行事予定表

令和 8 年 3 月現在

年・月	宮城県歯科医師国保組合		全 協	全 歯 連	北海道・東北 地区協議会 (青 森)	宮 歯
	機関会議	一般事業				
令和 8年 4月	理 事 会 (14) 監 査 会 (16)	保険料賦課、通知 こくほ組合報発刊				
5月	理 事 会 (12) 監 査 会 (21)		東北支部総会・研修会 (23・宮城)			
6月	理 事 会 (9) 監 査 会 (18)	常備薬品等配付	第87回通常総会 (11・広島)			代議員会 (20)
7月	理 事 会 (7) 監 査 会 (16) 第136回組合会 (18)					
8月	理 事 会 (10) 監 査 会 (20)	医療費通知 (1月～6月診療分)				
9月	理 事 会 (8) 監 査 会 (17)		理事長・役員研修会 (16・アルカディア市ヶ谷)		協議会 (12・浅虫)	
10月	理 事 会 (5) 支 部 長 会 (13) 監 査 会 (15)			通常総会 (3)	事務研修会	
11月	理 事 会 (10) 監 査 会 (19)	国保組合連絡会	被保険者全国大会 (18・有楽町 朝日ホール)			
12月	理 事 会 (8) 監 査 会 (17)	県指導監督 ジェネリック医薬品 差額通知				合同役員協議会 (12)
令和 9年 1月	理 事 会 (9) 監 査 会 (21)	確定申告資料発行				新年会 (9)
2月	理 事 会 (9) 監 査 会 (18) 第137回組合会 (27)	健診契約更新、確認 医療費通知 (7月～12月診療分)	理事長・役員研修会 (5・アルカディア市ヶ谷)	理事会 (2)		
3月	理 事 会 (9) 監 査 会 (18)	健診補助通知、 受診券発行	第88回通常総会 (30・アルカディア市ヶ谷)	通常総会 (16・アルカディア市ヶ谷)		代議員会 (20)
随 時		・理事会事前打合せ (毎月) ・レセプト点検 (毎月) ・会計伝票確認 (毎月) ・各担当役員打合せ・各種委員会・国保中央会全国大会 (11/20・砂防会館)				

## 編集後記

先日、同級生が亡くなった。77歳という。

宮城県での大学の同級生との別れは4人目になる。この情報を連絡した同級生たちから、自分も体調について抱えている病が有る、とのリアクションが数人からあった。

生活の中で様々な“壁”が有る。

60代では何とも感じていなかったが、70歳を過ぎてから“加齢≒老化”という意味を理解するようになってきた。

“75歳の壁”を過ぎた今、“後期高齢者”という区分けの意義を実感するこの頃である。後期高齢者に達した被保険者の医療保険の保険者交代は、必然の現実的・経済的対応（知恵）であった。

当歯国保組合被保険者へのアンケート調査や様々な議論を経て、新たな歯科給付制限が実施された。

過去に行った歯科給付制限の、改定前後におけるレセプト請求実績の1ヶ月あたり平均値を算出して比較した結果、歯周病の給付制限が令和3年9月診療分から始まった前後の変化は次のとおり。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ・令和3年8月以前の月平均歯科医療費費用額 | 約520万円 |
| ・同9月診療分以降の            | 約330万円 |

これに比し、令和6年6月診療分からの従業員の自家診療制限では、そのような大きな変化は見られず、令和7年度の上半期でも約330万円台とほとんど同じ状況だったことから、令和3年までは自院従業員の歯科診療に関し、同一治療内容（P病名）の請求を繰り返す医療機関を見据えた給付制限を行ったことによる減少と類推できる。

以前は、自院での従業員に係る歯周病治療費用が異常に多かったということが言えるのではないか。

全国の歯科医師国保組合の約8割が自家診療の給付を制限しており、どの組合も同じような状況にあると思われる。

昨年7月の石破政権下における参議院選挙での自民党惨敗を受け、政権交代した高市内閣の2月の衆議院選挙では自民党圧勝という、歴史上最大の転換劇であった。

その後、間もなく勃発したアメリカ・イラン紛争とその余波としての原油供給不足という、この1年間で国内外の目まぐるしい情勢の展開が、現在進行中である。

“世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけだと思っています”

今後のドナルドの言動を見守るしかないのか？

組合員の皆さま方には、今年1年も健康で過ごされますよう願ひ、今後とも宮城県歯科医師国保組合事業へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

（副理事長 村上 正博）



### ■春の定禅寺通

新緑が美しく輝く5月の定禅寺通は、仙台を象徴するケヤキ並木がやわらかな光に包まれ、訪れる人々に心地よい季節の訪れを感じさせてくれます。街路に差し込む木漏れ日と爽やかな風が調和し、杜の都・仙台ならではの穏やかな景観が広がります。定禅寺通は、戦後の復興期に都市景観の軸として整備され、ケヤキ並木が育まれてきました。市民に親しまれ続けるこの通りは、四季折々の表情で街の歴史と文化を今に伝えています。

